

議第百二十五号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定すること
も家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を
有する者

第三十七条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第三十八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十七条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十九条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条中第八号を第十号とし、同条第七号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条の三第二項第二号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

（岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年岐阜県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳児院の長の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加える等のため、この条例を定めようとする。

